

魏晋時代の人びととそのつながり

—— 臨澤県黄家湾村出土晋簡等よりみた民衆社会 ——

柿沼 陽平

論文要旨

本稿では、中国の三国時代末期～西晋時代の河西回廊上の地方都市における民衆社会と、そこに生きる人びとの人間関係について検討した。そして彼らのまなざしを通してみた時代背景の一端について論じた。当該時代に関しては従来、陳寿『三国志』などの伝世文献に基づく研究が中心で、当時の時代背景もそれによって多く解明されてきた。だが『三国志』は人物伝を軸とし、それに基づく研究成果には英雄史観が紛れ込みやすく、民衆社会に切り込むのも至難である。民衆研究に長じているはずの民俗学の研究手法もさすがに1700年前には及びえず、考古学も当時の人間模様までは闡明できない（我々外国人の現地発掘も制約されている）。そこで本稿では、臨澤晋簡と略称される新出の出土文字資料に注目した。本史料は裁判文書で、類似の史料は従来法制史の史料として活用されてきたが、そこには当時の民衆の赤裸々な人間関係も描かれている。本稿ではそれをあえて民衆史の復元に活用し、複数の人間集団に属する個人の生き方と、その者からみた時代の様子の解明を試みた。その際に、当該史料の出土地周辺に対する現地調査の成果も活かし、河西回廊独自の自然的・人文的な地理環境をも考慮に入れた。その結果、臨澤晋簡に登場する孫氏一族が張掖郡の地方豪族だったこと、彼らは漢代狼火台の跡地に住み、三国時代には無戸籍の民だったこと、親族同士で土地争いをしてきたこと、彼らにとって三国時代の終わりは必ずしも平和の訪れを意味せず、むしろ諸々の内乱を巧みに生き抜く必要があったこと、彼らを取りまく土地制度が通説とは異なるものだったことをも明らかにした。以上の研究手法は、「民衆のまなざしからみた中国古代史像」を復元する試みということになるであろう。

はじめに

清末～民国初期の著名な思想家の梁啓超はかつて、清末の政治家李鴻章を評するにあたり、西洋哲学者の格言として「時勢造英雄、英雄亦造時勢（時勢は英雄をつくり、英雄もまた時勢をつくる）」の一句を引用したことがある⁽¹⁾。その出典はともかく、この言い得て妙な表現は、現在も中国語の俗語として語りつがれている。なるほど、本稿で扱う中国の三国時代には数々の英雄が出現し、時代を牽引した。とはいえ、時代はいわゆる英雄（能力が高く、強く勇ましい点で常人よりも優れている者⁽²⁾）だけを生み出すわけではなく、英雄だけが時代を作り出すわけでもない。いわゆる英雄の活躍の裏にはつねに無名の民の支えがある。無名の民のなかには、英雄とまったく関わることなく生涯を終える者も少なくない。そうした人びと同士につながりこそが、実際には各時代・各地域の社会を下支えしている⁽³⁾。その意味で、かかる無名の民同士につながりのありようを明らかにすることもまた、三国志研究の重要な課題のひとつになりうるといえよう。

もっとも、現実の人間関係はえてして入り組み、時と場に応じて歴史や環境の影響を受けており、やすやすと目にみえるものではない。かりに人間関係をその当事者に語らせ、心情を吐露させたとしても、そこにはなお誤解の生じる場合がある。しかも、当時の民の多くが無文字社会の住人なのに対し、陳寿『三国志』等の編纂史料の多くは官吏やそれに准ずる知識人の手になる。よって、そのフィルターを通さずに民衆社会の実情を把握するのは容易でない。そこで目を転ずると、民に関係する遺跡や出土物を扱う考古学や、フィールドワークを駆使する民俗学・文化人類学に、民衆社会に関する優れた研究成果がある。だが、1700年以上昔の民の人間関係を探るには、やはり文字史料はかかせない。では一体どうすれば、歴史学的に三国時代の民衆の人間関係をより精確に活写できるのか。

そこで注目されるのが、民同士の裁判の様子を描いた文書である。本稿で検討する裁判文書はその好例で、無名の民たちがみずからをとりまく人間模様を赤裸々に自白している。このように裁判文書をたんに法制史研究や文書行政研究の素材として活用するだけでなく、むしろ細部にやどる下層民側の視点の解明に役立てようという試みは、西欧中世の魔女裁判関連文書を用いて従属階級文化の一端を論じたイタリア人歴史家カルロ・ギンズブルグの手法に近い⁽⁴⁾。むろん、他者理解にはすべからず安易な終着点などないのではあるが、以上の手法は一考に値する。そこで本稿でも、民同士の土地をめぐる裁判の様子を描いた文書を活用し、三国時代の民衆社会（民同士の人間関係）に少しでも肉薄を試みたい。その文書とは、甘肅省張掖市臨澤県黄家湾村出土晋簡（以下、臨澤晋簡）である。

臨澤晋簡は、甘肅省張掖市臨澤県黄家湾村で発掘された西晋時代の木簡である。本簡は、蘭新鐵路二双線（甘肅段）の敷設に先立ち、2010年6月～同年8月に甘肅省文物考古研究所の委託を受けた南京師範大学文博系が甘肅省張掖市臨澤県城西南約4.5kmの黄家湾灘墓群（北緯39度07分51秒、東経100度07分35秒付近、海拔1473m）を発掘したさい、漢～西晋時代の戈壁洞室墓90座のうちの第23号墓（M23）から出土した。M23はM1、M9とともに未盗掘だった⁽⁵⁾。本木簡は合計27枚で、計900余字を載せる。発掘時には第23号墓墓主の棺蓋のうえにバラバラに放置されていたが、木簡上の編繩痕より推すと、もとは細い麻繩で編綴された冊書だったとおぼしい。そこで南京師範大学社会発展学院の楊国誉氏が初歩的な排列整備を行ない、標点を付け、釈読を試みた。結果、本木簡は西晋晩期に張掖郡臨澤県の地方政府が田地・財産をめぐる民事裁判案件を審議した記録であると判明

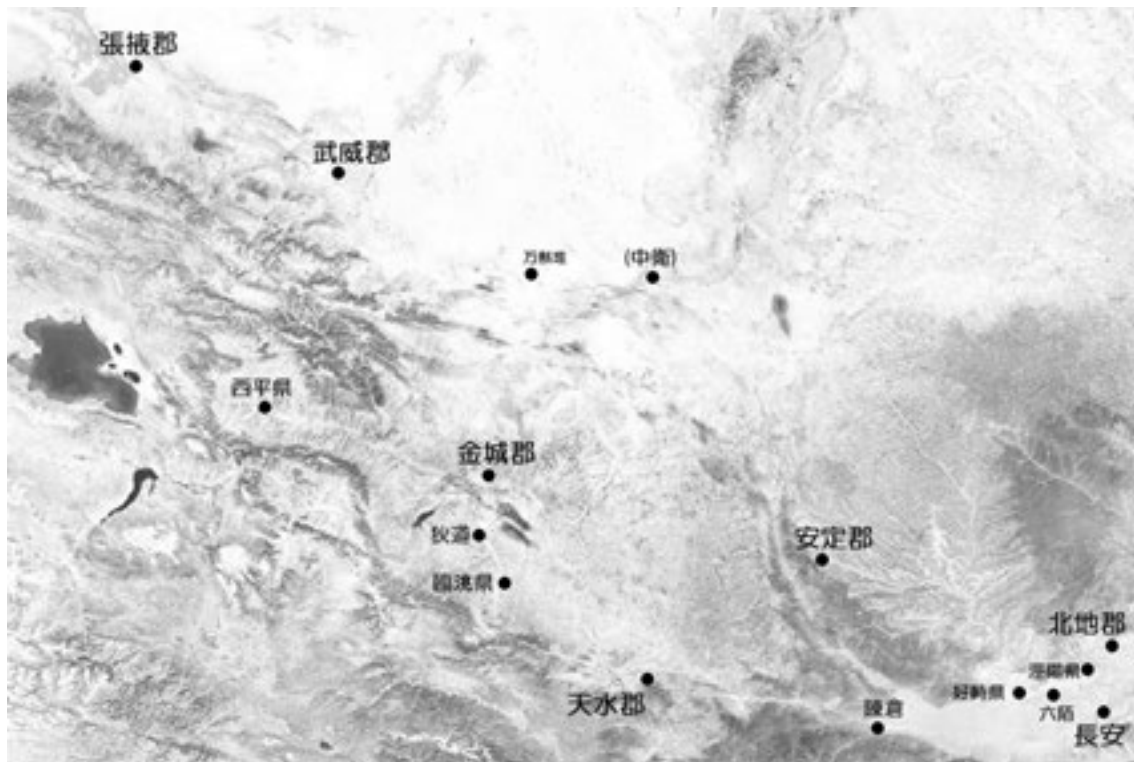
した。正式な発掘報告書は未刊行だが、管見の限り、現在までに数本の専論と口頭報告がある⁽⁶⁾。甘肅省博物館に一時期写真と実物が公開され、それをふまえた釈文の修正も図られている。加えて筆者自身は、2015年8月31日～同年9月1日に臨澤県周辺を実地調査し、臨澤晋簡とそこに描かれる現地の地勢との相互検証を試みた。本稿ではそれらの成果を生かし、臨澤晋簡の事例研究の形をとりつつ、曹魏末期～西晋時代における民同士の土地をめぐる裁判の様子をみる。その上で、張掖郡臨澤県の地域性に配慮しつつ、孫香というひとりの民のまなざしを通して、民衆社会（民同士の人間関係）の実態を浮き彫りにする。そして最後にそれを、より大きな歴史の流れのなかに位置づけてみたい。

第1節 臨澤晋簡の検討

1. 後漢三国時代の張掖郡臨澤県

西晋の建興元年（西暦313年）の年の瀬に、臨澤県において、ある訴訟事件が起こった（以下、本案例）。その顛末を語る前に、まずは臨澤県の行政区分と人口を確認する。

臨澤県は中国西北部に位置する小さな県である。まず漢代に張掖郡が設置された（図1）。張掖郡はもともと涼州に属したが、後漢建安18年（西暦213年）に雍州に編入され、曹魏時代に涼州に戻された⁽⁷⁾。その張掖郡のなかに永平・昭武・屋蘭の三県が置かれた。昭武県は晋代に司馬昭の諱を避けるため⁽⁸⁾、おそらくは昭武県東側の臨澤亭の名にちなみ⁽⁹⁾、臨澤県に改名された。西晋初期（西暦280年頃）の張掖郡の戸数はわずか3700で⁽¹⁰⁾、永平県・臨澤県・屋蘭県には各々平均1200戸程度しか住んでいなかった。かりに漢代の1戸平均4人を基準にすると、臨澤県の人口は5000人程度となる。梁方仲氏の推計によれば、張掖郡全体の人口は前漢時代から後漢時代に大幅に減少し、西晋初期にはさらに減少していたことになる⁽¹¹⁾。その最大の原因はおそらく戦乱にある。現に涼州は、両漢交替



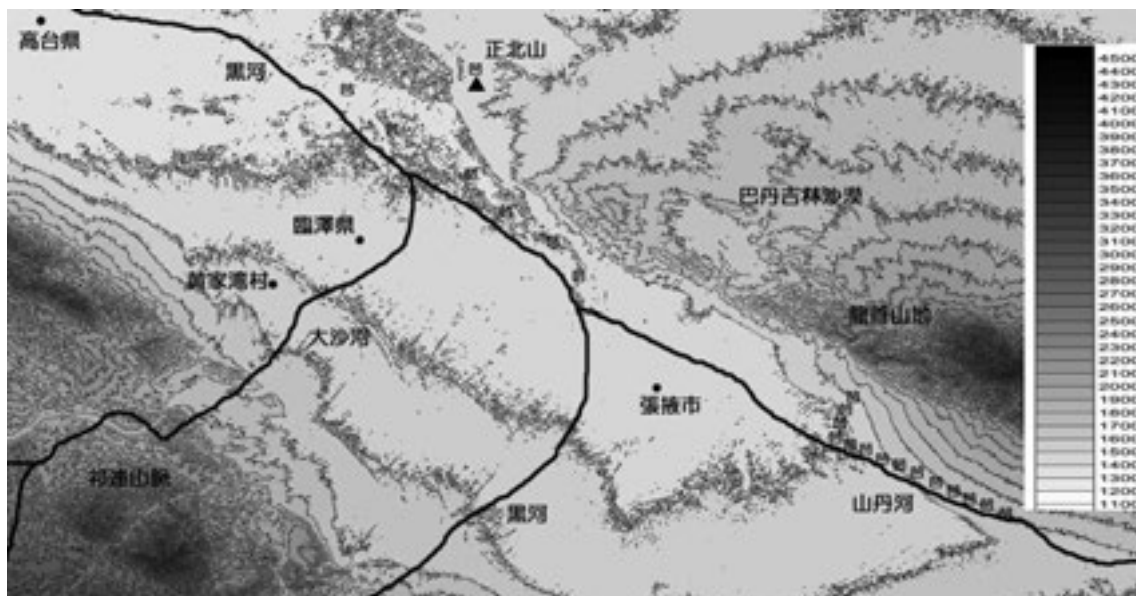
【図1】首都長安と張掖郡臨澤県をむすぶ領域

期以来羌人の乱に悩まされ、涼州刺史も人材に恵まれなかった⁽¹²⁾。加えて後漢末の涼州は董卓を輩出し、その死後も韓遂・馬超らの乱に巻き込まれた。三国時代には曹魏に組み込まれたが、蜀漢の北伐におびえ、親蜀漢勢力との戦闘を余儀なくされた⁽¹³⁾。かかる戦乱によって涼州の人口が減少したことは想像に難くない。戦乱により、人びとは殺され、あるいは戸籍登録を逃れて流民と化した。おそらく涼州張掖郡臨澤県もその影響を受けたはずである。現に、臨澤晋簡に登場する孫氏も、三国時代には戸籍未登録で、しかも西晋初期には家族の多くが戦没したようである（後述）。

ただし臨澤県は、たんに戦乱多く特徴少なき一地方都市だったわけではない。その地域の特徴として、少なくとも次の3点が挙げられる。

第一に、臨澤県は涼州を横断する河西回廊（河西走廊ともいう）の沿線にある。河西回廊は一般に、長安から西域へ抜ける道のうち、とくに蘭州市西北烏鞘嶺から三隴沙までの部分をさす。回廊は長さ1100km、幅100余kmの南高北低の地帯で、ほぼ海拔1000～1500mである。北側には正北山や龍首山地（その北側には巴丹吉林砂漠）、南側には祁連山脈が広がり、それらはゴビ（砂礫を含む草原）に覆われている（図2）。かかる地勢に関しては松田壽男氏や前田正名氏以来の研究が詳しい⁽¹⁴⁾。その中間に張掖郡臨澤県があり、漢魏晋期には中原—敦煌間の通過点だった。よって西域との交易時には、臨澤県も当然宿場町として経済的恩恵を受けたろう。たとえば曹魏明帝期に、涼州刺史・使持節・領護羌校尉の徐邈は東西貿易を通じて黄金・絹織物・犬・馬などを商い、曹魏の中央財政を補い、西域諸国に貢ぎ物を献上させているが⁽¹⁵⁾、そのときにも長安行の隊列が臨澤県を通過したはずである。その後も西晋以後に涼州地方に割拠した5つの政権は西域—中原間の交易を重視しており⁽¹⁶⁾、臨澤県はその通過点にあたる。趙向群氏はこのような河西回廊の地勢に基づく独自の経済のありように注目し、それがとくに魏晋期に大きく花開いたとして、新たに「河西経済区」という地域概念を設定している⁽¹⁷⁾。

第二に、張掖郡は東西に走る河西回廊の結節点として南北をゴビと砂漠にはさまれるとともに、東西の地形上の分岐点でもある。すなわち、張掖以東に黄土が分布するのに対し、張掖以西では砂漠とゴビの面積が増加する傾向にある。その領域をくわしくみると、



[図2] 臨澤県黄家湾村と漢代烽燧遺址

※凹（筆者が実見した烽燧）

農地・砂漠・ゴビ・草原・湿地・沼地
 が点在しており、農業と遊牧が可能で
 ある。このように農業地帯と遊牧地帯
 の接する地域は近年、ベルト状地帯
 (18)、農業＝遊牧境界地帯(19)、農牧接
 壤地帯などとよばれ(20)、農耕・遊牧
 両世界に与えたその影響力の大きさが
 多角的に再評価されつつある(以下、
 農業＝遊牧境界地帯(21))。それによる
 と古来当該地帯では、農業を主とする
 漢人と、非漢人(半農半牧を営む羌人
 や遊牧を営む匈奴・鮮卑など)との雑
 糝がみられた。もっとも、漢代羌人が
 張掖以東でも半農半牧を営み(22)、魏
 晋時代に活動範囲を拡げている点や、
 張掖以東にもゴビ・砂漠・草原がある
 以上、実際の農業＝遊牧境界地帯は幅
 広く複雑な形を呈していたはずである
 が、ともかくこれより、張掖郡周辺は



[図3] 張掖から額濟納へ流れる黒河

複数の生活様式の可能な多民族雑糝の地であったといえる。現に、涼州高台县(臨澤県の左隣)出土壁画墓にも、男耕女織・遊牧・狩猟採集等の多様な生活風景が描かれている(23)。

第三に、臨澤県内には黒河(弱水)が流れ、住民の生活を支えている。その下流は額濟納河とよばれ、現在の内蒙古自治区額濟納旗達来呼布鎮付近に流れ込んでいる(図3)。達来呼布鎮周辺は漢代の居延にあたり、漢の対匈奴最前線基地が置かれた。漢代の居延は長城・烽燧・天田に圍繞され、中央部には居延都尉府が設けられた(24)。居延の兵卒の多くは函谷関以東の出身で、張掖を通過して前線に赴いた(25)。その意味で、張掖は首都長安と居延をむすぶ幹線上の戦略的要地だった。

以上、後漢三国時代の張掖郡臨澤県は河西回廊に位置し、多様な自然環境を内包し、黒水を命綱としていた。そこは漢人と羌人の雑糝する農業＝遊牧境界地帯で、長安とシルクロードをむすぶ重要な貿易中継地であり、戦略上の要地でもあった。この点をふまえ臨澤晋簡の内容をみてみよう。

2. 孫香の言い分

事の始まりは、西晋の建興元年(西暦313年)に、臨澤県の孫香と孫発のふたりが県廷に駆け込んできたことにある。彼らはこもごもに土地の権利を主張し、収拾のつかない状態だった。戦国末～漢代初期の刑事事件では、県廷が遠くない場合、民はまず県廷に出頭すべきで(張家山漢簡「二年律令」具律第101簡)、県城外にあったとされる孫香と孫発の住居も意外に県廷に近かったのかもしれない。孫香は60歳前後、孫発は60代後半で、当時としては高齢である。

ところで、孫香は張掖郡の元郡吏だった。郡は県の上位機関である。孫香が60歳前後で

あることを鑑みれば、張掖郡や臨澤県には彼の知人がまだ勤務していたはずである。孫香が直訴した以上、県吏のなかには複雑な気持ちで裁判文書に目を通した者もいたろう。

孫香と孫発の話聞いてみると、訴訟はずいぶん昔のことに起因するらしい。最初の陳述者は孫香である。以下、日付順に関連文書を引用する。なお釈字に疑義があればルビに「？」を付し、釈文に疑義がある箇所は本稿の趣旨に関わらぬかぎり省略する（〔 〕内は筆者による文意の補足）。

〔建興元年（西暦313年）〕12月4日、もとの郡吏〔張掖郡郡吏〕の孫香が回答申し上げます。〔孫香は〕幸薄く九歳で父母を失い、祖母に養われることとなりました。17歳のとき、祖母も亡くなり、孫香は孤立無援となりました。そのころ従兄の孫発と孫金龍はともに城〔＝臨澤県城〕の西側の旧塢〔＝塢の跡地〕に仮住まいをしておりました。〔孫香は〕その塢の西側田地を孫発・孫金龍に貸し、そこを耕作させました。孫発・孫金龍は別途みずから臨澤県城北の旧塢を本拠として有しており、孫金龍は途中で自発的に臨澤県城西側旧塢から臨澤県城北の旧塢へ戻り、そこに住むようになりました。一方、孫発は臨澤県城西の旧塢に住みついて、まだ離れませんでした。孫発は臨澤県城西側の旧田塢〔＝孫香からの借地〕を保有しつつ、それを〔本来自分のものではないのに〕、同じ臨澤県民の蘇騰に売り与えてしまいました。今それゆえに、〔孫発もしくは蘇騰は〕孫香の借している田地をみずからの名義に書き換えようとしています。〔しかしこの臨澤県城西側の旧田塢は本来〕祖母が存命中に購入したものです。〔そして祖母の〕遺言書や、子ならびに兄弟姉妹の子に託した券書〔＝割符形式の証明書⁽²⁶⁾〕のなかに、この田地を孫発に与えんとする文言は含まれていません。もとより祖父母〔祖母の誤か〕の存命のおり、〔祖母は〕孫香の父〔＝孫蒙〕および叔季のために分異を行ない、それにはそれぞれ券書がありました。一方、孫発の父兄弟はそれぞれ臨澤県城北の田塢2箇所を得ました。今、〔孫発は〕みずからの息子が〔宗長である孫丞の承認を経、亡くなった孫弘の後嗣となって〕強勢であることをたよりに、その逆に孫香が孤立無援であることをあなどり、暴言をもって亡き祖母をそしり、〔孫香に受け継がれた財産の〕掠奪を計画しようとしています。孫発・孫金龍の回答を一括して、一緒に検討し尽していただきますようお願い申し上げます。もし言辞の通りでないならば、〔わたくし孫香は〕防具二揃えを自己申告して官府に納入いたします。以上のごとく返答いたします。

本文書によると、孫香は幼くして父母を失い、祖母に育てられた。17歳のときに祖母も亡くなり、彼は孤独で脆弱だった。一方、従兄弟の孫発・孫金龍は臨澤県城北側旧塢に自宅を有するとともに、臨澤県城西側旧塢にも進出してきた。臨澤県城西側旧塢には孫香の有する田地があり、孫発と孫金龍はその田地を借りた。ところが、孫発はいつまでも臨澤県城西側旧塢の田地を手放そうとせず、勝手に自分のものとし、拳句にその田地を他人に売り払ってしまった。

ここでまず確認すべきは、孫氏の多くが臨澤県城外の旧塢で暮らしていた点である。漢代の塢は本来烽燧（狼火台）の意で⁽²⁷⁾、魏晋時代には一般に山林藪澤に置かれた障壁付の聚落をさす⁽²⁸⁾。後者の塢は聚・邨・壁・堡・營・壘・固・柵等の類義語で、魏晋期の関連史料に数十例が確認され⁽²⁹⁾、数千家を擁する大規模な塢の例も確認できる⁽³⁰⁾。30年分の食糧を備えたという董卓の郿塢もその一例である。近年発見の郿県柳巷城址は郿塢に

比定され、詳細な発掘報告書の刊行が期待されている⁽³¹⁾。

では本案例の旧塙は、「烽燧（狼火台）」と「各地の山林藪澤に置かれた障壁付の聚落」のいずれか（以下、烽燧説と聚落説）。楊国誉氏は、数百戸以上を内包する伝世文献所見の塙とは区別すべきとするが、この点をもう少し掘り下げてみたい。まず本案例後文で旧塙が舎（建物）や田地を伴う点、孫香・孫発が内部に別々に門戸と水利施設を設けて桑・榆・杏・榛を栽培している点、孫発・孫香が「山」に住むとも言い換えられている点を鑑みると、一見聚落説が妥当である。だが本案例では、孫発と孫香が数十畝の小地を争い、旧塙を「中分（分割）」したとされる。つまり旧塙はせいぜい数十畝～百数十畝の規模しかなく、数百戸以上を擁する聚落ではない。しかも、①筆者の現地調査によると、臨澤県の北側と西側の山地には漢代塹壕や明代烽燧が現存し、明代烽燧は漢代烽燧に基づくと考えられる⁽³²⁾、②塹壕や烽燧の周辺（山際）には農耕可能な地が皆無でない、③本案例には臨臺塙（臺に臨む塙）なる固有名をもつ旧塙が登場し、臺は烽火の燃料なので、臨臺塙は漢代烽燧跡の可能性が高い、④本案例の塙は旧塙（昔の塙）で、現在その機能を果たしていないことを意味する（聚落説を採る場合、旧塙に孫氏が居住した時点で、「旧塙」は「塙」と表現されねばならない）。よって本案例の旧塙は漢代以来の烽燧跡をさし、孫氏はその周囲に田地を有していたと考えられる。

なお、のちに北涼の沮渠蒙遜（在位401～433年）が臨澤城西側への進軍を計画したさいに、子の沮渠政徳が「若厚塙」に屯兵し、若厚塙は臨澤県附近の塙に比定されている⁽³³⁾。よって臨澤県城は西晋時代以降も存在し、周辺には新旧の塙が点在していたとわかる。

3. 孫香・孫金龍の言い分

以上の孫香の陳述に陳述に対して、孫発は次のように反対陳述を行なった。

〔建興元年（西暦313年）〕12月6日、老民の孫発がご指名にこたえて回答申し上げます。「従庶弟の孫香とともに住んでいる塙の田土の範囲を画定すべきです。もともと孫発の亡父と同産兄弟（父もしくは母を同じくする兄弟）の計3人と、庶叔の3人は、ともに同居同籍（同一の戸に属し、1つの家屋に居住）しており、みな分異してはおりませんでした。戦乱〔樹機能の乱か〕のさなかに、ともにみな亡くなり、〔父母以上の世代のなかでは〕ただ祖母のみが残り、孫発らのために〔孫発らを〕分異いたしました。孫発の弟の孫金龍は、〔子を残さずに亡くなった〕従伯の後嗣となって臨澤県城北の塙田（旧塙）を獲得し、孫発は孫香とともに臨澤県城西の塙田（旧塙）を分有することになりました。祖母は孫香がまだ幼少であったことを鑑み、乍勝田二分〔意味不明〕しました。また孫発の得た田地の取り分が少ないことを鑑み、孫金龍が受け継いだ従伯の田地のうち、60畝を割き、孫発の塙につけ加えてくれました。こうして孫発は、孫香と臨臺塙〔＝臨澤県城西側の塙田（旧塙）〕を分けあうこととなり、それぞれ別々に門戸を設けて、山地に居住し、水利施設を造り、桑・榆・杏・榛を栽培することとなりました。現在、それらはみな生い茂っています。〔孫発たちが〕黄籍に編入され、爾来40余年がたちました。今〔西暦313年〕、孫香はほしいままに有ること無いことをいうようになり、「孫発は田地を借りてそこに仮住まいをし、死者〔＝祖母か〕が生者〔＝孫発か〕を誘ってくれるよう求め、作り話をするには制限がありません」とのべています。事情はご推察いただけるかと存じます。……

本文書によると、そもそも臨澤県孫氏は同一戸に属し、同一家屋に居住していたようである。だが祖母は子らを分異し、孫の孫発らも祖母の家を離れた。弟の孫金龍は従伯の後嗣となり、臨澤県城北側の旧塙を得、孫発は孫香と臨澤県城西側旧塙を分有することになった。では、孫発の陳述は妥当か。そこで次に注目すべきが孫発の実弟孫金龍の陳述である。

[建興元年（西暦313年）] 12月7日、民の孫金龍がご指名にこたえて回答申し上げます。庶従弟の孫香が係争中の塙田 [= 臨澤県城西側の旧塙田] の範囲を画定すべきです。戦乱 [樹機能の乱か] を経て、父母が亡くなり、ただ祖母のみが存命で、[祖母はわれわれを] 分異しました。そして孫金龍を亡くなった従伯の後嗣として祭祀を継がせ、のちに孫金龍に臨澤県城北側の塙田 [旧塙] を獲得させました。[その後] 祖母は孫金龍の田地のうち、60畝を分割して孫発に分け与えました。[こうして祖母の子孫らが] 分居するようになって40余年がたちました。今の孫香と孫発の係争は、孫金龍の知るところではございません。従叔の孫丞がおりますので、彼に問い合わせるのがよろしいでしょう。……

孫金龍は必ずしも実兄孫発に有利な証言をせず、むしろ事件の顛末を知る者として「孫丞」の名前を挙げ、みずからは本案件と無関係とした。孫丞は孫司馬ともよばれ、若い頃は「司馬」の職にあったのであろう。彼に白羽の矢が立った理由は、彼が臨澤県孫氏の宗長（宗族の長。後述）だったためである。臨澤県令はさっそく孫丞に書状をしたためた。

建興元年 [= 西暦313年] 壬寅朔の12月11日壬子に、臨澤県令の牒は孫司馬 [= 孫丞] へ以下の文書を送付する。民の孫香・孫発・孫金龍の兄弟 [= 正確には孫香は従弟、孫発・孫金龍は実の兄弟] はいずれも田地と財産 [= 塙舎] をめぐって争い、役所に出向いて入り乱れてこう言上して参った。「司馬 [= 孫丞] を証人といたします」と。陳述を写して右に置いておけ。司馬孫丞は孫氏の宗長で、事の次第を知るべきものといつてよかろう。本文書が送達されたら、詳細に孫香兄弟 [= 孫香・孫発・孫金龍] の部分の券書をまとめよ。今月15日にそれらの書類を揃えて照合しようではないか。必ず裁きを行なわなければならない。以上、しかるべく執り行え。

県令が孫丞に求めたのは、田地にかかわる券書を一括し、提出することだった。これは、孫丞が孫氏一族のとりまとめ役であったことを物語る。

4. 判決のゆくえ

こうして書類のとりまとめを求められた孫丞は、次の文書を県令に送付する。

建興元年 [= 西暦313年] 12月15日丙辰に、戸民の孫丞は恐れながら申し上げます。臨澤県廷から送付された壬子（12月11日付）文書に、「民の孫香・孫発が田地をめぐって争っている。孫丞は彼らの宗長で、事の次第を知る者といつてよかろう」とあります。[そこで孫丞よりご説明申し上げます]。孫香・孫発は早くからそれぞれ自分たちの田地の分け前をもっておりました。孫香の父の孫蒙とその兄弟の孫弘・孫翹の計三人はみなすでに亡くなっています。ただいま [孫丞は] 評決を行ない、孫香にはみずからの父親である孫蒙の後を継がせることにいたします。祖母が存命中に、孫発の息子に遺言をし、孫弘の後嗣としましたが、[そのことを裏づける] 券書はなく、孫香もそのことを知りませんでした。孫翹は寄る辺なき独り者で、後嗣はおりません

でした。そこで今、孫氏の親族のなかから1名を選び、孫香・孫発の田地をそれぞれ40畝ずつと、塙舎とをその者に分け与え、孫翹の後嗣といたします。評決はすでに終わりました。曹 [=戸曹。つまり役所の担当部署] のお役人様におかれましては、法によって訴えを裁き、譴責して下さるようお願い申し上げます。恐れながら申し上げる次第です。

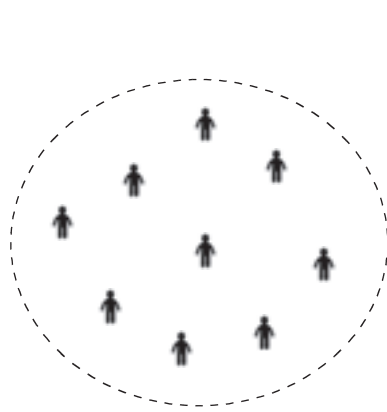
本文書によれば、結局孫香・孫発・孫金龍は偽証をしたわけではなかったようである。だが、孫発の言を裏付ける券書（証書）は未作成と判明した。かくて全部の書類が一括されて戸曹（戸籍管理担当）に送付され、戸曹掾史の王匡と董恵は次のように判決を下した。

戸曹掾史の王匡と董恵は申し上げます。民の孫香・孫発・孫金龍はともに田塙をめぐる争い、相互に謗りしあっています。まだ従叔の孫丞に問い合わせていないので、孫丞 [の陳述書] を送ってもらい、それらを並べて取り調べることにしたところ、今 [すでに] 孫丞からは報告書が送られてきています。すなわち、「孫香と孫発はつとにみずから田地の持ち分を保有しています。孫香の父兄弟の孫蒙・孫翹・孫弘はいずれも亡くなっています。現在、仲裁を行ない、孫香にはみずからの父である孫蒙の後を継がせることといたしました。祖母が生前、孫発の息子に遺言をし、死亡した孫弘の後嗣とさせましたが、[それを証拠立てる] 券書はなく、このことを孫香は知りませんでした。また孫翹にも後嗣がおりませんでした。そこで今、孫香と孫発の田地のなかから、それぞれ40畝と塙舎を抛出させ、孫氏の親族の1人を選び、[上記の財を与えて] 孫翹の後嗣といたします」と。孫香・孫発は陳述書を申告して回答し、それは孫丞が論断をして [= 決定] としている通りです。[しかし] 孫香と孫発の兄弟は不和で、帰ってからも互いに謗りあい、[それぞれ相手の] 言い訳に従わず、役所に赴いて入り乱れてながらみずからの見解をのべ、長期にわたる訴訟をおこし、官の法を請求し、諾 [言うとおりの判決] を採択するよう求めました。[戸曹の判決としては] 孫香と孫発の双方に各々鞭杖150を加えることにいたします。そして刑罰を適切に執行したならば、あらためて孫丞の陳述書のように取りはからうことを許可し、孫香・孫発にそれぞれ田40畝と塙舎を抛出させ、それを孫弘の後嗣に与えさせることにいたします。また孫金龍は孫香らと互いに田地をめぐる争ったわけではなく、それは孫香が承認していることでもあります [ので、孫金龍には罰を加えません]。[孫香・孫発には] まず罰として [鞭杖150のうちの] 鞭杖40を先に加え、[その時点で] 孫香・孫発を教え諭してもなお彼らが態度を改めないようであれば、しっかりと訊問を行ない、規定通り各々鞭杖150を加えます。……。

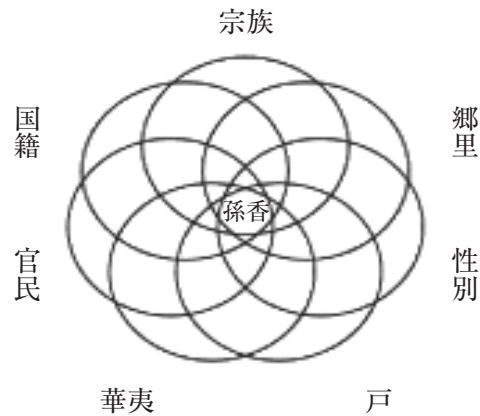
以上が、本案例の顛末である。計80畝を受領した孫翹の後嗣は、漢代に240歩 = 1畝制換算で30畝程度の農家が「貧」とされ、大人3人が生活するのに精一杯だったのに比せば⁽³⁴⁾、比較的裕福である。それを抛出する孫香・孫発も比較的裕福で、孫氏全体としては相当な大土地を有していたことになる (後述)。むろん全国に名前を知られた大族とは比肩すべくもないが⁽³⁵⁾、おそらく臨澤孫氏は一地方の弱小豪族といったところであろう。そこで次に、本案例の内容をふまえつつ、臨澤県孫氏をとりまく人間関係をときほぐしてゆくことにしよう。

第2節 三国時代末期の基層社会と人間関係

本案例の人間関係についてまず確認すべきは、本案例の登場人物がみな孤独でなく、単一のゲマインシャフトリッヒな「共同体」に属していたのでもなく、複数人間集団に属していた点である。これは、「共同体」や「地域社会」の存在を認めつつ、その内部に階級差や矛盾をもみいだす議論とは異なり（図4）、むしろ個々人が複数のつながりに属しつつ、そのなかで^{アイデンティティ}帰属意識をはぐくむ姿に注目する見方である（図5⁽³⁶⁾）。



〔図4〕従来の共同体論モデル



〔図5〕複数の「つながり」モデル

このように一人が同時に複数人間集団に属する状況は、現代日本にも至る所にみられる。たとえば筆者は、柿沼家に属し、早稲田大学の卒業生、帝京大学史学科の教員で、諸種の学会に属し、かつ日本国民である。筆者はそのなかで人間関係をはぐくみ、時と場に応じて諸集団の優先順位を決め、自己の帰属意識を形成する。読者の方々も、家族、親族、小中高の友人、大学の友人、アルバイトの友人、サークル仲間、日本人等々の複数人間集団に帰属し、時に家族よりアルバイト仲間との約束を重視し、時に大学の講義より恋人との時間を優先しつつ、そのつど自分にとって重要な「何か」を探りつつ日々の生活を送っているのではないか。

それと同じ意味で、本案例の登場人物もみな複数人間集団に属していた。当時の人間関係を理解するには、この点を理解しておかねばならない。そこで本節ではこのような観点から、孫香と彼をとりまく複数人間関係の一端をみてみたい。

第一に、孫香はもともと曹魏支配下の臨澤県に暮らす無戸籍民だったが（後述）、建興元年の時点で、正規の晋人となった。その後、臨澤孫氏は樹機能の乱に巻き込まれたようで、多くの家族を失っている。このとき孫氏は晋側についたとみられ、樹機能率いる鮮卑族とは対立関係にあったとみられる。ただし西晋初期に羌胡の齊万年らの乱が起こった際には、齊万年側に降伏した可能性が高い（後述）。これより、孫香らの^{アイデンティティ}帰属意識は「無国籍→晋人→齊万年側（羌人）→晋人」と遷移したと考えられる。しかもそのころ、当地の実質的な支配者は張軌で、彼はほぼ自主独立を確立していた（これを事実上の前涼建国とする論者もいる⁽³⁷⁾）。その子孫は354年に帝位に即き（前涼）、376年には前秦に降伏した。つまり本案例後の孫氏の戸籍はその後、「晋人→前涼人→前秦人」と遷移したはずである。

第二に、孫香は国籍の有無にかかわらず、幼い頃から大土地所有者一族として育てられ、もっぱら農業（桑や果樹園）で生計を立てていた。^{アイデンティティ}その意味で、彼の帰属意識のひと

つは農民であり、張掖郡に散在する羌人（半農半牧で、家畜を命とする人びと⁽³⁸⁾）や遊牧生活を営む匈奴・鮮卑、あるいは中央アジアとの交易に従事するソグド人とは異なる。このような生活様式の相異は、農業＝遊牧境界地帯上の臨澤県では日常的な光景だったはずで、華夷区別の可視化にもつながったろう⁽³⁹⁾。

第三に、孫香は男である。当時男女間には厳格な身分差があり、本案件のごとき訴訟等に女は原則関わり得なかった。孫香や孫発はみな60歳前後で、とくに孫発には子供もいた。孫香の妻子に関する記載は本案例にみえないが、祖母や宗長孫丞が父孫蒙の正嫡と認める孫香にも妻子はいたろう。さもなくば祖母や宗長孫丞が孫香をわざわざ父孫蒙の正嫡と認めて分異するはずがない。だが、本案例には孫香の妻子も孫発の妻も登場しない。このことは女性の発言権の低さを示唆する（父母以上の世代で1人残された祖母のみは別格）。

第四に、孫香は自らの「戸」に属した。漢代の戸は、戸籍の単位で、平均4人～5人の家族よりなる⁽⁴⁰⁾。大半は父母と子供よりなるが、成人した兄弟とその家族・奴隷も含まれうる⁽⁴¹⁾。本案例も同様で、祖母から塙舎と田畑を分異された孫発・孫香らの各戸は、建前上生産・所有の面で自立していたと考えられる⁽⁴²⁾。なお孫発の父・孫発・孫金龍・従伯・孫香・孫丞などは、40余年前までは祖母と同一戸に属し、同一の家屋に共住していたらしい。

第五に、孫香は臨澤県孫氏の宗（宗族）に属した。滋賀秀三氏によれば、戦国～辛亥革命期の宗族は、共同祖先から分出した男系血統の枝々の総称で、各宗は自他を区別する呼称たる姓をもつ。その規模は、誰を中心に、誰を共同祖先とみなすのかで変化する。男性は同宗内から妻をめとれず（同姓不婚）、異姓者を養子にもできず（異姓不養）、祖先伝来の血筋と氣（生命）は男系子孫へ受け継がれる。このとき重要なのは、祖先伝来の氣（生命）を子孫に伝え、子孫による祖先祭祀を絶やさぬことである⁽⁴³⁾。宗族の形には時代差・地域差があり、たとえば戦国末期の秦の宗族はほぼ20名前後で、三族（父の昆弟、己の昆弟、子の昆弟）をさす⁽⁴⁴⁾。内部では葬儀代を拠出し、飲食を分け合う等の相互扶助慣行がみられ、宗族への加入には地方政府でなく宗人（とくに成年男性全員）の許可を要した⁽⁴⁵⁾。本案例の場合、宗長孫丞が孫香と孫発の係争に介入しており、ゆえに祖母の子と孫の世代が「宗」に含まれたと考えられる。

第六に、孫香は元々張掖郡の郡吏だった。40余年以上前の孫香は若く戸籍未登録で、更たりえないので、戸籍登録後に郡吏になったのであろう。祖母による孫香の分異が40余年前、祖母の死が孫香17歳の時であることを鑑みれば、建興元年に孫香は60歳前後と高齢で、ゆえに退職していたのかもしれない。なお孫香が郡吏だった頃に孫香の田地を誰が耕していたかは不明だが、田地を放置するはずもなく（それなら本案例のごとく、田地を争う裁判自体起こりえまい）、代わりに田地を耕してくれる小作人がいたのかもしれない。なお他の孫氏の所有地も100畝前後で（後述）、やはり夫婦で耕せる大きさではないので、小作人を抱えていたと推測される。

第七に、孫香は臨澤県の某里に属したはずである。そもそも孫香の住居付近に仮住まいする孫発は「（孫発と）同県の民の蘇騰」に田地を売却した。よって孫発は臨澤県民で、県民同士の交流もあった。孫香も、建興元年12月（西暦313年）の40余年前（西暦264年～272年）に祖母に分異され、孫香と孫発は同様の待遇を受けているので、臨澤県民だった

ろう。また本案例には「里」も登場する（該当箇所は省略）。これより孫香は戸籍上、涼州張掖郡臨澤県某里の人だった可能性が高い。なお、孫香は黄籍登記後も県城外の旧塙に住みつづけており、当時の県民は県城内に住む必要がなかった。

以上、孫香は少なくとも7つの人間集団に同時に属していた。このように、ひとりぼっちでなく、単一のゲマインシャフトリッヒな「共同体」に包まれていたのでもなく、複数のつながりの輪に絡まりながら自己の^{アイデンティティ}帰属意識を形成する個人の生き方は、世界史上多くの地域と時代にみられる。ただしそこには大きな時代差と地域差があった⁽⁴⁶⁾。たとえば戸や宗の形は時代・地域ごとに変形する。戦国秦漢時代には爵位や任侠の名声を媒介とする人間関係が重視されたが、本案例にその影響はみえない。ここに魏晋時代の時代性を明らかにする鍵があると思われる。またこのように、個人と共同体（もしくは地域社会）を二項対立的に捉えるよりも、「複数のつながりを取捨選択しつつ自己実現を図る個人」像を想定する方が、きめ細かく個人の心性を描けよう。すなわち孫香は、晋人・農民・男性・同宗・同里としての帰属意識を孫発と共有する一方で、財産をめぐる孫発と仲違いし、そのときに晋人・農民・男性・同宗・同里としての共同性よりも、みずからの戸に属する人びとを優先した。ここに、個人か共同体（もしくは地域社会）かで割り切れない孫香の心の動きが垣間見える。

第3節 曹魏と西晋の土地制度と税制

1. 本案例の時代背景

では、孫香らにとって、魏末晋初とはいかなる時代だったのか。そもそも本案例によると、孫香は西暦264年～272年に祖母より財産を分与され黄籍に登録され、孫香17歳の時に祖母が亡くなり、その40余年後の西晋建興元年12月（西暦313年）に本訴訟が行なわれた。その間、中国全体では数々の出来事があった。これによると、孫香が戸籍登録された西暦264年～272年には、西晋の成立（265年）、典農部屯田の廃止とその郡県化（266年）、泰始律令の制定（268年）、涼州異民族（白虎文、葉蘭泥、禿頭樹機能ら）の反乱（270～279年）などの出来事があった。続く西暦272年～313年にも、西晋諸王の封建（277年）、孫呉の降伏（280年）、占田課田法の制定と戸調制の改良（280年）、武帝司馬炎死去と恵帝の即位（290年）、齊万年の乱（296～297年）、江統「徙戎論」の提出（299年）、賈皇后の専権（291～300年）、八王の乱（300～306年頃）、異民族による永嘉の乱（304～316年頃）、西晋愍帝の長安での即位（313年）等の出来事があった。そこで、これらの大きな歴史の流れのなかに本案例を位置づけ直すと、いくつかの興味深い論点が浮かび上がる。

2. 涼州の乱と臨澤県

第一に孫香は、曹魏から西晋、そして五胡十六国時代へと続く激動期に生きた。たとえば八王の乱や永嘉の乱をはじめ、大小様々な内乱が、彼の存命中に

西暦	年号	大事記（涼州の情勢も付記）
263	魏景元4、蜀炎興1	蜀漢後主劉禪が曹魏に降伏。曹魏で司馬昭が相国・晋公となる。
264	魏景元5、咸熙1	姜維・鍾会の乱が失敗。司馬昭が晋王となる。曹魏で五等爵制復活。呉で孫皓即位。呉で広州設置。曹魏で屯田官を罷め「政役」を均しくする。典農は郡太守とし、都尉は県令・県長とする。
265	魏咸熙2、晋泰始1	曹魏元帝曹奐が司馬炎に禪讓（晋の武帝）。晋は諸王を封建。孫呉が武昌に遷都。このころ臨澤県孫氏が黄籍登録か。
266	晋泰始2	晋が農官を罷め郡県化（典農部屯田の郡県化）。呉が建業に遷都。河西で樹機能の乱。
267	晋泰始3	張掖郡太守焦勝が瑞祥を報告。
268	晋泰始4	泰始律施行。
269	晋泰始5	雍州隴右5郡・涼州金城郡・梁州陰平郡を割いて秦州を新設。
270	晋泰始6	樹機能が万斛堆で秦州刺史胡烈を殺し、金山で涼州刺史蘇愉を破る。尚書石鑿が行安西將軍・都督秦州諸軍事として奮威護軍田章とともに樹機能を討伐（失敗）。汝南王司馬駿が鎮西大將軍・都督雍涼諸軍事となる。

起こった。もとより魏末晋初以前に張掖郡は匈奴や羌人との係争地と化しており、後漢中期以来戦乱の絶えることはほとんどなかった。ゆえに漢代張掖郡では狼火台（塢）が作られ、孫香一族もその跡地（旧塢）に住みつづけた。だが、魏末晋初には異民族の動きがさらに活発化し、家族内の成年男性の多くは戦没したようであるが、それにもかかわらず孫香らの旧塢の田地は反乱軍に荒された形跡がない。なぜか。

そこで涼州関連の反乱史を振り返ると、蜀漢延熙10年（247）に涼州胡王白虎文は涼州胡王治無戴らとともに曹魏に叛き、魏将郭淮らに破られ、姜維に降った⁽⁴⁷⁾。その後、泰始2年（266年）に、白虎文は葉蘭泥や鮮卑秃髮部の樹機能とともに晋に叛き、秦州刺史の胡烈を万斛堆（安定郡高平県付近）で、涼州刺史の牽弘・蘇愉を西平郡・金城郡・北地郡の付近で破った（表2、3）⁽⁴⁸⁾。当時西方では飢餓も蔓延し、人びとは大いに苦しんだ⁽⁴⁹⁾。樹機能

271	晋泰始7	北地胡（樹機能か）が金城郡に寇し、涼州刺史牽弘が青山で殺される。車騎將軍賈充を都督秦涼二州諸軍事とする。
274	晋泰始10	涼州の乞文泥（樹機能一派か）が金城諸郡に寇し、鎮西將軍・汝陰王司馬駿が討つ。呉で陸抗死す。
275	晋咸寧1	樹機能が人質を送って降伏を願い出る。
276	晋咸寧2	并州で反乱があり、監并州諸軍事胡奮が破る。鎮西大將軍・汝陰王司馬駿が北胡の吐敦を斬る。司馬駿が征西大將軍になる。国子学を建設。楊氏が皇后となり、外戚楊駿が車騎將軍・臨晋侯となる。
277	晋咸寧3	平虜護軍文淑が樹機能を破る。兗豫徐青荆益梁の各州で洪水。
278	晋咸寧4	晋で杜預が水害対策等を上奏。若羅拔能（樹機能一派か）が涼州刺史楊欣を武威で殺す。羊祜死す。杜預が都督荆州諸軍事となる。
279	晋咸寧5	1月に樹機能が涼州を陥す。夏に呉の桂林で郭馬の乱。11月に晋が孫呉討伐軍を派遣。12月に馬隆が樹機能を殺し涼州平定。
280	晋咸寧6、晋太康1、呉天紀4	3月に呉の孫皓が晋に降伏（西晋の天下統一）。東夷20国が朝貢。晋は州郡の兵を削減。占田・課田法や戸調式を發布。
282	晋太康3	秦州を罷めて雍州に編入する。
284	晋太康5	劉毅が九品官人法の弊害8条を挙げ廃止を上奏。
285	晋太康6	鮮卑の慕容廆が遼西に入寇する。
289	晋太康10	慕容廆が来降し鮮卑都督となり、劉淵が匈奴北部都尉となる。
290	晋太熙1、永熙1	惠帝即位。楊駿が輔政。劉淵が建威將軍・匈奴五部大都督となる。
291	晋永平1、元康1	賈皇后が楊太后を廃し、楊駿・司馬亮らを殺害し、専政開始。賈模・張華らが輔政。
293	晋元康3	慕容廆が高句麗攻撃。
296	晋元康6	匈奴の度元らが反乱し、斉万年を皇帝として奉戴。晋では雍州・涼州に大赦。
297	晋元康7	斉万年が建威將軍周処を殺す。
299	晋元康9	左積弩將軍孟觀が斉万年を捕縛。江統「徙戎論」が氐羌の塞外移住を提唱（不採用）。賈后が皇太子を廢す。
300	晋永康1	趙王司馬倫が賈后一派を滅ぼす。
301	晋永康2、永寧1	張軌が涼州刺史となる（前涼）。趙王司馬倫即位し、惠帝を太上皇に棚上げするが、成都王穎らに攻殺され、惠帝復位。八王の乱本格化。
302	晋永寧1、大安1	李特が蜀で大將軍・益州牧を自称。長沙王司馬冏が斉王司馬冏を殺す。
303	晋太安2	李雄が成都を攻略。河間王司馬顥らが長沙王司馬冏を討つ。荊州で張昌の乱。石冰が江南へ向かう。
304	晋永安1等、前趙元熙1	劉淵が大単于・漢王を、李雄が成都王を称す。五胡十六国始まる。
305	晋永興2、前趙元熙2	成都王司馬穎が洛陽に拠る。江南で陳敏の乱。
306	晋永興3、晋光熙1、成漢晏平1	晋で惠帝死去、懷帝即位。八王の乱終結。李雄が帝位に即く（成漢）。成都王司馬穎ら殺される。
307	晋永嘉1	陳敏の乱平定される。琅邪王司馬睿が王導らと建業に入る。慕容廆が鮮卑大単于を称す。
308	晋永嘉2、前趙水鳳1	劉淵が称帝（漢の成立）。
310	晋永嘉4、前趙光興1	劉聰が称帝（漢の懷帝）。
311	晋永嘉5、前趙嘉平1	劉聰が晋の懷帝を捕え、洛陽壊滅（永嘉の乱）。石勒が王衍らを殲滅。琅邪王司馬睿が周馥を滅ぼす。
313	晋永嘉7、晋建興1、前趙嘉平3	劉聰が晋の懷帝殺害。長安で晋の愍帝即位。臨澤県の訴訟。
314	晋建興2	漢の石勒が河北全体を制圧。涼州で張軌死去、張寔即位。
316	晋建興4	漢の劉曜が西晋の長安を攻略し、愍帝を捕える（西晋滅亡）。
317	晋建武1	劉聰が西晋愍帝を殺害。司馬睿が建康で晋王を称す。
318	晋大興1	司馬睿が建康で称帝（東晋）。漢の劉聰死去。靳準の内乱が勃発、劉曜が称帝（翌年国号を趙とする）。漢は分裂し、劉曜と石勒が対立。

〔表1〕 魏末晋初大事記

時代	人名	期間	出典
曹魏	鄒岐	文帝黄初年間	『三国志』張既伝
	張既	文帝黄初年間	『三国志』張既伝
	温恢	文帝黄初年間	『三国志』温恢伝
	孟建	文帝黄初年間	『三国志』温恢伝
	徐邈	明帝太和2年～	『三国志』徐邈伝
	王渾	明帝朝頃	『晋書』王戎伝、『三国志』崔林伝注
西晋	蘇愉	～武帝泰始5	『晋書』秃髮烏孤載記、『宋書』五行志
	牽弘	～武帝泰始7	『三国志』牽招伝注、『晋書』武帝紀
	楊欣	武帝咸寧前後	『晋書』武帝紀
	胡喜	武帝～惠帝期	『晋書』胡奮伝
	張軌	惠帝永寧～愍帝永嘉	『晋書』張軌伝
	張寔	愍帝期	『晋書』張寔伝

〔表2〕 魏晋時代の涼州刺史

時代	人名	期間	出典
西晋	焦勝	武帝泰始年間	『晋書』武帝紀

〔表3〕 魏晋時代の張掖郡太守

能はその後も支配圏を拡大し、涼州刺史の楊欣らを丹嶺で破り、涼州をほぼ手中にした。胡烈・牽弘・楊欣はみな元の蜀漢討伐軍の将で⁽⁵⁰⁾、それら歴戦の猛者を破った樹機能らがいかに強力だったかが窺える。樹機能は咸寧元年（275年）に平虜護軍文淑の攻撃を受けて降伏するが⁽⁵¹⁾、再度反乱を起こした。晋では、匈奴の劉淵を樹機能討伐に遣わす計画も出たが、劉淵を樹機能以上に危険視する声もあり、実行されなかった⁽⁵²⁾。咸寧4年には涼州刺史楊欣が武威郡で樹機能の配下の若羅拔能に殺され⁽⁵³⁾、咸寧5年（279年）正月にようやく討虜護軍武威太守馬隆が樹機能を殺した⁽⁵⁴⁾。その前後に大小様々な紛争も各地で起こった。

また元康6年（296年）には匈奴の郝散が上党郡で反乱し、弟の度元が馮翊・北地の馬蘭羌・盧水胡を率い、馮翊太守歐陽建を撃退し、北地太守張損を殺し、2郡を陥した。河西では飢餓が蔓延し、食を求めて数万家が漢川方面へ移住した⁽⁵⁵⁾。晋は趙王司馬倫を車騎將軍、梁王司馬彤を征西大將軍・都督雍涼二州諸軍事として関中に出鎮させたが、度元は雍州刺史解系を破り、秦州・雍州の氐羌も叛き、氐帥の齊万年を皇帝に推戴し、涇陽県を包囲した⁽⁵⁶⁾。晋は、傅祗を行安西軍司とし、安西將軍夏侯駿に齊万年を討伐させ、建威將軍周処らも従軍・奮戦したが、周処は殺され、振威將軍盧播・雍州刺史解系も敗れた⁽⁵⁷⁾。その後、元康9年（299年）に梁王司馬彤が好時県をおさえ、左積弩將軍孟觀が李矩らを率いて齊万年を捕らえ⁽⁵⁸⁾、ようやく反乱は収まった。

このように魏末晋初の涼州は激戦区だった。にもかかわらず孫香らが無事だった理由は2点考えられる。第一に、上記の戦場を地図で確認すると、じつはほとんどが武威郡以東である。しかも反乱軍の大半は長安を目指し、一部が北地郡・西平郡・金城郡に跋扈したにすぎない。よって張掖郡は、羌胡の集中する涼州の地に含まれ、樹機能らの乱による少なからぬ影響を受けてはいたものの⁽⁵⁹⁾、必ずしも晋軍と反乱軍の刃が直接飛び交う主戦場ではなかった。臨澤孫氏の成年男子はこのとき徴兵され、多くは戦場で散ったようであるが、祖母や孫が生き残ることができた一因はここに求められる。第二に、齊万年の乱にさいしては、晋が元康6年10月に雍州・涼州に超法規的に大赦を行なっている。これは、雍州と涼州の諸郡県がいったん齊万年らに降伏し、晋がそれらを再度寝返らせようと恩恵を施したことをしめす⁽⁶⁰⁾。すると涼州張掖郡臨澤県の孫氏らもじつは早々に齊万年らに降伏し、所領を安堵された可能性が高い。

以上、孫香のまごなしに映る魏末晋初は、とても天下泰平とはよべぬ時代であった。西晋武帝による三国統一とともに乱世が終わるといえるのは、やはり支配側の見方にすぎない。それにもかかわらず、孫氏一族の住居が荒らされずにすんだのは、ひとえに反乱の拠点張掖以東であった点と、西晋と反乱軍を渡り歩いた彼らの処世術の賜といえよう。

3. 曹魏の典農部屯田と西晋の戸籍再編

第二に、孫香が戸籍登録された西暦264年～272年には、戸籍制度改革に関わる2つの変化があった。西晋の成立（265年）と典農部屯田の郡県化（266年）である。では孫香の戸籍登録はどちらによるか。

そもそも典農部都尉は漢代の農都尉（大司農所属）に淵源する⁽⁶¹⁾。後漢末に陶謙が「典農」の名称を冠する屯田を開き、司空・行車騎將軍・兗州刺史・武平侯の曹操も建安元年（196年）に羽林監棗祗や韓浩の提案に従い、許に典農部屯田を開設し、任峻を典農中郎將

(62)、韓浩を中央軍の護軍とした⁽⁶³⁾。設置当初の典農部屯田が大司農所属か否かには諸説あるが⁽⁶⁴⁾、越智重明氏の指摘するように、司空が大司農を支配し、司空掾属国淵が建安13年（司空廃止）以前に屯田を司った以上、司空曹操は当初より国淵を通じて典農部屯田を掌握したとみられ⁽⁶⁵⁾、「農都尉→典農都尉」の流れを裏付ける。当時群雄が食糧難に悩まされるなか⁽⁶⁶⁾、典農部屯田の設置は袁術・袁紹・劉表にない曹操独自の政策で⁽⁶⁷⁾、許では穀物百万石の貯蔵に成功した。そこで次年度以降は各州郡にも典農部を置き、各々田官に管理させた⁽⁶⁸⁾。典農部屯田を各「州郡」に置いた以上、典農部屯田は一応各州郡に分置され、郡太守に属したと考えられる⁽⁶⁹⁾。ただし典農部屯田民は客ともよばれ、一般郡県民とは戸籍が別扱いだっただため⁽⁷⁰⁾、典農部屯田民と一般郡県民を戸籍上相互移管する権限は郡太守にもなかったようである⁽⁷¹⁾。本制度は当初民の強制移住を伴い、多くの逃亡者を出したので、袁渙の意見に従い、以後は希望者のみの採用となった⁽⁷²⁾。つまり許の屯田の構成員は他地域からの流民・移民を含んでいた⁽⁷³⁾。許の屯田は曹操の黄巾討伐を契機に設置され⁽⁷⁴⁾、本来黄巾残党を働かせる場だったので⁽⁷⁵⁾、流民・移民には黄巾が多く含まれたろう。ただし、募集に応じない流民・移民を曹操が放置するわけがないので、彼らは一般郡県民になったのであろう。かくて許屯田の開始初年次の利益は穀物100万石にのぼった。だがこれは1万人程度の肥田における年間収穫高にすぎない。また本屯田は西暦241年に廃止され、代わりに常時4万人の働く屯田が淮南に作られた⁽⁷⁶⁾。これより許の典農部屯田は1～3万人前後の規模だったと思われる。その後、典農部は中原を中心に増設され⁽⁷⁷⁾、一転して264年～266年に廃止され、典農部の中郎将・都尉・校尉は郡県の長官とされた⁽⁷⁸⁾。以上が典農部屯田のおおまかな歴史である。

では、孫香の戸籍登録は典農部屯田の郡県化と関係するか否か。既述のごとく、典農部屯田民と一般郡県民の戸籍が異なる以上、前者の后者への統合は戸籍の再編を意味する。よって、もし孫香の戸籍登録と典農部再編が関係するならば、臨澤県孫氏は本来典農部所属の民で、典農部再編を機に郡県民化したことになる。だが典農部屯田の大半はじつは中原に集中しており⁽⁷⁹⁾、辺遠の張掖郡に設置された可能性は低い。しかも戸籍登録以前の孫氏が膨大な私有地を有したのに対し、典農部屯田は国有地のはずである。また後漢時代には本来、典農部に継受された農都尉の田地（大司農麾下⁽⁸⁰⁾）以外に、郡県所属の公田（大司農麾下⁽⁸¹⁾）と郡県長官の私産としての公田があったが⁽⁸²⁾、一般郡県民の戸籍登録以前の孫氏らが公田を借りえたわけもない。さらに曹魏には州都付近に適宜都督府が置かれ⁽⁸³⁾、都督府内にも屯田があったが、それは専ら兵士によるもので、臨澤県孫氏とは関係がない。すると孫香らの戸籍登録は、典農部屯田民や他の屯田者等の一般郡県民戸籍への再編とは無関係で、彼らはもともと無国籍の非合法的な民だったと考えられよう。これより、孫香の戸籍登録は西晋成立に伴うものだったと推測される（本来数百畝の田地を有する孫氏が他の豪族の私客だったはずもない）。

4. 魏末晋初の田制と税制

第三に、晋は親族間の揉め事を仲裁しうる上位権力で、実際に笞刑に処された孫香もその存在を「痛感」したはずであるが、他の局面においては、孫香にとっての晋は必ずしも暴力的・専制的存在ではなかったようである。現に、孫氏は魏末晋初を通じて臨澤県城外に住み、西晋帰属後も城外で自衛体制をとりつづけた。また戦国秦漢時代の土地分割では

支払者・受領者・官吏が券書（証書）を3分したのに対し、本案例の官吏は券書をもたず、国家の民衆社会への介入力の低下を示唆する⁽⁸⁴⁾。

もっとも、最下層の民にとっては西晋の暴力的・専制的な権力行使は脅威であった。たとえば『晋書』食貨志には西晋の税制と田制の概略がみえ、私見に基づいて整理すると、

華夷	遠近	対象者	単位	納入物	
華夏人	内郡	丁男の戸	毎年	絹3匹	綿3斤
		女（の戸を爲す者）	毎年	絹1.5匹	綿1.5斤
		次丁男の戸を爲す者	毎年	絹1.5匹	綿1.5斤
	辺郡の一部	丁男の戸	毎年	絹2匹	綿2斤
		女の戸を爲す者	毎年	絹1匹	綿1斤
		次丁男の戸を爲す者	毎年	絹1匹	綿1斤
	遠い辺郡	丁男の戸	毎年	絹1匹	綿3斤
		女の戸を爲す者	毎年	絹1匹	綿1斤
		次丁男の戸を爲す者	毎年	絹1匹	綿1斤
夷人	通常		毎年毎戸	寶布1匹	
	遠い者		毎年毎戸	寶布1匹	

華夷	遠近	対象者	単位	田地
華夏人	不明	男子	每人	占田70畝
		女子	每人	占田70畝
		丁男	不明	課田50畝
		丁女	不明	課田20畝
		次丁男	不明	課田25畝
		女（次丁女か）	不明	不事
		老（66歳以上）	不明	不事
		小（12歳以下）	不明	不事
夷人	別規程（諸説あり）			

〔表4〕『晋書』食貨志よりみた西晋の制度

※丁=16~60歳、次丁=13~15歳or61~65歳。

表3、表4のようになる。関連史料は他にも散見し、語句の意味や制度の全体像をめぐって多くの先行研究がある。だが当時の従属階級サバルタンにいわせれば、いずれにせよ徴税額の規程などないに等しかった。そのことを端的にしめすのが『芸文類聚』卷六五所収の晋・束皙（西暦263年~302年）「勸農賦」である。

百里ごとには官吏を置いて、分けて仕事を区別する。民を治める下役人が、儲けるためには勸農一番。里むらをば自分のものにして、百家の権勢もほしいまま。青い旗ふり怠惰を禁じ、納税時には頃畝けいほ [= 田地の大きさ] をはかる。生殺与奪はおのがもの、もてなし具合がセリフを決める。なんとか利益を望むなら、うまい肉こそ肝心肝心、なんとか助力を願うなら、うまい酒こそ肝心肝心。畑仕事がおわったら、租税を運ばせ社長しゃちょう [= 村長] を統べて、閭師りよし [= 郷里のお頭] を呼んで縄張り記録。そうして帳簿に名を書くときは、みんな急いでブタ・トリ持参し、酒もどどんやってくる。かくして利益を10倍に、税をば5を2にする次第。思うにそれは熱々の、ご馳走腹に入るから、うま酒が腹をみたすから。

束皙は西晋を代表する文学者のひとり、彼の生涯と文学作品に関しては別途研究がある⁽⁸⁵⁾。ここで注目すべきは、魏晋期の徴税の実態が賄賂次第とある点である。文中には文学的誇張表現も含まれるが、かといってその内容が全くの虚偽ならば、本作品が風刺文学として成立する余地もあるまい。とすると、下層民にとって西晋（の地方官吏）は恐ろしい存在だったといえよう。

だが臨澤県孫氏は本来大土地を所有し、孫香は元郡吏、孫丞は司馬で、一族から地方官吏を輩出する家柄だった。つまり孫香はいわゆる従属階級サバルタンとは異なり、一定の発言力をもった識字者層で、地方政府を担う側の人間だった。ゆえに彼らが地方官吏の横暴に悩まされたとは思えない。むしろ戸籍登録後の孫香がすぐに西晋張掖郡郡吏となったことから推せば、孫香は、地方豪族の孫氏の力を借りんとする西晋政府によって意図的に官吏として取り込まれた可能性が高い。

このように地方官吏を輩出する地主の孫氏にとって、重要なのはむしろ土地所有制約の

有無である。表4には占田・課田なる語がみえ、男女・華夷・年齢等を基準に田地の量が定められている。その解釈には膨大な学説があり、伊藤敏雄氏の詳細な整理によると、以下の4種に分けられる(表4)⁽⁸⁶⁾。

A説 占田と課田は各々異なる民戸を対象とする。

B1説 占田と課田は同一民戸内の異なる民を対象とする(とくに占田は戸主、課田は戸主以外)。

B2説 占田と課田は同一民(とくに戸主)を対象とし、課田は占田に含まれる。

B3説 占田と課田は同一民(とくに戸主)を対象とし、課田は占田外に置かれる。

なお、表4中の田地量には所有上限額説と所有下限額説があるが、下限説によれば「男子」は「70畝」以上を耕さねばならないことになる。しかし走馬楼呉簡等をもみても、70畝もの田地を有する民は現実的にほとんどおらず、70畝を男性ひとりで耕しきれぬわけもない。

ここで問題となるのは、先行研究者の多くが「占田」を私有地の上限に関するものと解している点である。かりにこの通説によれば、臨澤県孫氏の田地はほとんどが占田量を超過する計算になる。すなわち、本案例には名田(田を名づく)の語がみえ、田地を誰かの名義に帰属させることを意味する⁽⁸⁷⁾。つまり本案例所見の田地は、公田や屯田地ではなく、還受(一定年齢に達した者もしくは死亡した者の田地を国家が回収すること)の対象でもなく、いわゆる私有地だった。それをふまえて本案例を見直すと、孫発と孫香は40畝ずつ、計80畝を孫翹の後継者(原文で「親属一人」)に与えている。それによって、孫蒙の後嗣たる孫香の田地が80畝を下回ることはないので、40畝抛出以前の孫香は本来120畝以上を有していたはずである。そしてそれにもかかわらず、孫香は脆弱、孫発の子(孫弘の後継者)は強勢とされているので、孫発の子はそれ以上の田地を有したであろう。加えて本案例によると、孫発・孫金龍兄弟の分異後、孫発の取り分が少ないため、孫金龍は後日孫発に60畝を譲渡した。これは孫金龍が従伯(祖母の長男)の遺産(城北の塙)を継ぐこととなり、実兄孫発の財産を上回ったためであろう。だがそれによって、孫発の財産が祖母の長男の後継者孫金龍の財産を上回るはずはないので、従伯はもとより120畝以上を有したとみてよい。それ以前からの孫発・孫金龍の田地を算入すれば、おそらく両者はいずれも100畝以上を有したはずである。

こう計算してゆくと、臨澤県孫氏は100畝以上の私有地をもつ者が多く、通説では理解しがたい。楊国誉氏もつとに同様の点を指摘し、当時の占田制をいわゆる授田制や限田制と関連づける説を批判し、田地の上限に関する西晋田制が建前におわった可能性と、『晋書』食貨志「男子一人占田七十畝、女子三十畝、其外丁男課田五十畝、丁女二十畝、次丁男半之、女則不課……」の「男子一人占田七十畝、女子三十畝」が假定節だった可能性を挙げる。だが法制文書たる本案例の関係者がはじめから晋令を空文と認めるわけがない。また『晋書』食貨志には誤字脱字の可能性があるので、さまざまな問題が伏在しているが⁽⁸⁸⁾、楊氏はそれらをほとんど勘案してない。よって現時点では、当時私有地に土地所有制限が設けられなかったとする米田賢次郎氏・張学鋒氏の説を挙げるにとどめ⁽⁸⁹⁾、私有地と占田・課田の問題とを一応区別して考えておくのが妥当であろう。

おわりに

以上本稿では、三国時代末期～西晋時代の河西回廊上の地方民衆社会と、そこに生きる人びとの人間関係を検討した。そして、彼らのまなざしを通してみた時代背景の一端について論じた。当該時代に関しては従来、陳寿『三国志』などの伝世文献に基づく研究が中心で、当時の時代背景もそれによって少なからず解明されてきた。だが、『三国志』は人物伝を軸とし、それに基づく研究成果には英雄史観が紛れ込みやすく、民衆社会に切り込むのも至難である。民俗学的調査も1700年前には及ばず、考古学も当時の人間模様までは闡明できない（我々外国人の現地発掘も制約されている）。近年増加を続ける三国時代の出土文字資料も長江流域に偏在しており、黄河以北での出土は稀である。そこで本稿では、新出の張掖郡臨澤県出土の文字資料に注目した。本史料は裁判文書で、類似の史料は従来いずれも法制史や文書行政研究の史料として活用されてきたが、そこには当時の民衆の赤裸々な人間関係も描かれている。本稿ではそれを民衆史の復元に活用し、複数の人間集団に属する個人の生き方と、その者からみた時代の様子の解明を試みた。そのさいに、当該史料の出土地周辺に対する現地調査の成果も活かし、河西回廊独自の自然的・人文的地理環境をも考慮に入れた。その結果、孫氏一族が張掖郡臨澤県の地方小豪族だったこと、彼らは漢代狼火台の跡地に住み、三国時代には無戸籍の民だったこと、親族同士で土地争いをしてきたこと、彼らにとって三国時代の終わりは必ずしも平和の訪れを意味せず、むしろ諸々の内乱を巧みに生き抜く必要があったこと、彼らをとるまく土地制度が通説では説明しにくいものだったことなどを論じた。今後は、以上のような事例分析を積み重ね、「民衆からみた中国古代史像」を復元してゆくことが、従来の歴史像を相対化するひとつの方法となるであろう。

-
- (1) 梁啓超「中国四十年来大事記（一名李鴻章）」（『飲冰室合集』專集之三、中華書局、1936年、初出1901年）。
 - (2) 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典（第6版）』（商務印書館、2012年）。
 - (3) 拙稿「中国古代の人びととその「つながり」」（『つながりの歴史学』北樹社、2015年）。
 - (4) Carlo Ginzburg. 1976. *Il formaggio e i vermi: il cosmo di un mugnaio del '500*. Torino: G.Einaudi. 杉山光信訳『チーズとうじ虫——16世紀の一粉挽屋の世界像』（みすず書房、2012年）。
 - (5) 馬海真『臨澤県黄家湾灘墓群発掘与分期研究（修士論文）』（南京師範大学、2012年）。
 - (6) ①楊国誉「^レ田産争訟爰書、所展示的漢晋經濟研究新視角——甘肅臨澤県新出西晋簡冊釈読与初探」（『中国經濟史研究』2012年第1期）、②賈小軍「臨澤^レ田産争訟爰書」釈読及相關問題」（『魯東大学学报（哲学社会科学版）』第29卷第5期、2012年）、③趙莉・周銀霞「^レ西晋建興元年臨澤県廷決断孫氏田塲案冊、所反映的河西郷里制」（『敦煌研究』2013年第4期）、④趙莉・周銀霞「^レ西晋建興元年臨澤県廷決断孫氏田塲案、簡冊文書經濟問題考略」（『湖南省博物館館刊』第10輯、2013年）、⑤楊国誉・湯

恵生「从《臨澤晋簡》再看西晋`占田課田制、研究中的幾個問題」(『史学月刊』2013年第11期)、⑥羅将「从甘肅臨澤新出土`田産争訟爰書、窺見西晋民事糾紛的解決」(『佳木斯大学社会科学学報』第32卷第4期、2014年)、⑦魯家亮「甘肅臨澤田西晋《田産争訟爰書》芻議」(『簡帛』第9輯、2014年)、⑧張榮強「口頭報告：甘肅臨澤所出西晋簡冊考釈」(長沙走馬樓吳簡研究会報告、2014年11月15日、於明治大学)、⑨柿沼陽平「口頭報告：曹魏と西晋の土地と税制—臨澤県黄家湾村出土晋簡等よりみた民衆社会—」(三国志学会、2015年9月5日、於龍谷大学)、⑩町田隆吉「口頭報告：甘肅・臨澤出土の西晋簡をめぐって(稿)」(シンポジウム「後漢・魏晋簡牘研究の現在」、2015年9月20日、於東京大学)。本稿はほぼ⑨に基づくが、晋簡の釈文に関しては⑧⑩をふまえて一部訂正した。

- (7) 吳增僅(楊守敬補正)『三国郡県表附考証』所収「建安以来雍涼二州分合考」。
- (8) 『晋書』地理志上「臨澤」本注「漢昭武縣、避文帝諱改也」。
- (9) 『初学記』卷第八隴右道引『十三州記』「昭武蘇有臨澤亭在其東」。
- (10) 『晋書』地理志上張掖郡条。
- (11) 梁方仲編著『梁方仲文集 中国歴代戸口・田地・田賦統計』(中華書局、2008年)。
- (12) 森本淳「後漢末の涼州の動向」(『三国軍制と長沙吳簡』汲古書院、2012年)。
- (13) 『三国志』魏書徐邈伝。
- (14) 松田壽男「漢魏時代に於ける西北シナの開發」(『松田壽男著作集第4巻 東西文化の交流』六興出版、1987年)、前田正名『河西の歴史地理学的研究』(吉川弘文館、1964年)。
- (15) 『三国志』魏書徐邈伝。
- (16) 伊瀬仙太郎『西域経営史の研究』(日本學術振興会、1955年)、後藤勝「河西王国の性格について」(『歴史教育』第15巻、1967年)。
- (17) 趙向群『五凉史探』(甘肅人民出版社、1996年)。
- (18) 石見清裕「唐代外国貿易・在留外国人をめぐる諸問題」(『唐の北方問題と国際秩序』汲古書院、1998年)。
- (19) 妹尾達彦「東アジア都城時代の形成と都市網の変遷——四～十世紀」(中央大学人文科学研究所編『アフロ・ユーラシア大陸の都市と国家』中央大学出版部、2014年)。
- (20) 森安孝夫『唐帝国とシルクロード』(講談社、2007年)。
- (21) 石見氏・妹尾氏・森安氏の視角は異なるので、用語の安易な統一も本来慎まれる。ただ周知のごとく、牧畜には遊牧(牧草を求めて広大な土地を移動する手法)、移牧(夏季に雨や牧草の多い山地に移動し、冬季に温暖な山麓等の平地へ下りる手法)、舎飼(家畜を専用の小屋で通年飼育する手法)などがあるので、本稿ではあくまでも便宜上、移牧や舎飼との混同を避けるため、遊牧の語を含む「農業=遊牧境界地帯」の語を採用する。
- (22) Wang, Mingke. 1992. *The Ch'iang of Ancient China through the Han Dynasty: Ecological Frontiers and Ethnic Boundaries*. PhD diss. Harvard University.
- (23) 賈小軍『魏晋十六国河西社会生活史』(甘肅人民出版社、2011年)。その他に中共高台县委等編『高台魏晋墓与河西历史文化』(甘肅教育出版社、2012年)に関連論文がある。

- (24) 糴山明『漢帝国と辺境社会』（中央公論新社、1999年）。
- (25) 松田壽男「東西交通史に於ける居延についての考」（『松田壽男著作集第4巻 東西文化の交流』六興出版、1987年）はつとに張掖・居延間の交通路の重要性を指摘している。加えて、勞榦「漢代兵制及漢簡中兵制 貳 論戍卒」（『勞榦學術論文集甲編』上、藝文印書館、1976年）、西村元佑「漢代の徭役制度」（『東洋史研究』第12巻第5号、1953年）は、居延旧簡・居延新簡に戍卒が散見し、その中に内郡国（とくに關東）出身者が含まれるとする。なるほど肩水金關漢簡をみても、新規戍卒と罷卒等との本籍地は關東諸郡国に偏在する。内郡からの戍卒の徵発・移動に関して鷹取祐司「漢代戍卒の徵発と就役地への移動」（『古代文化』第49巻第10号、1997年）は次の5点を指摘する。①戍卒は1年間就役（4月旦に交替）、②徵発は1郡内もしくは1部の県でのみ実施され、郡全体での徵発ではない、③戍卒は県ごとに30台程度の車両に編成され、車両1台ごとに車父（車を専門に扱う兵）1名、戍卒10名程度が配属され、郡治で県支給の衣料を受領し、任地へ向かった、④戍卒車両隊は出身県の属吏と、郡太守の命で同行する長吏に引率され、武威郡姑蔵別庫で武器を受領して任地に赴き、姑蔵で受入先の居延からの長吏も合流した、⑤家族同伴の戍卒はおそらく地元辺郡出身者に限定された。高村武幸「前漢西北辺境と關東の戍卒——居延漢簡にみえる兵士出身地の検討を通じて——」（『漢代の地方官吏と地域社会』汲古書院、2008年）は鷹取説にほぼ従い、敦煌懸泉置漢簡（I0309③:237）「神爵四年十一月癸未、丞相史李尊、送獲（護）神爵六年戍卒河東・南陽・潁川・上黨・東郡・濟陰・魏郡・淮陽國詣敦煌郡・酒泉郡。因迎罷卒送致河東・南陽・潁川・東郡・魏郡・淮陰國并督死卒櫓。爲駕一封・輶傳。御史大夫望之謂高陵、以次爲駕、當舍傳舍、如律令」を「中央政府と戍卒徵発との關係を記した貴重なもの」とし、神爵4年（前58）11月時点で戍卒護送を丞相史が主管し、河東郡・南陽郡・潁川郡・上党郡・東郡・濟陰郡・魏郡・淮陽國の新規戍卒を目的地（敦煌郡・酒泉郡）に護送し、罷卒（任期終了後の戍卒）と死亡した戍卒の棺を河東郡・南陽郡・潁川郡・上党郡・東郡・濟陰郡・魏郡・淮陽國に護送した点を指摘し、戍卒護送路を「各郡国—長安—涇水沿いルート—武威郡姑蔵県—河西各都尉府」と復元する。
- (26) 胡平生「木簡券書破別形式述略」（『胡平生簡牘文物論稿』中西書局、2012年）によると、1枚の木札に大書して真中を分割する型（傳別）、木札の左右に同文を書いて分割する型（質劑）等があった。
- (27) 陳夢家「漢代烽燧制度」（『漢簡綴述』中華書局、1980年）。
- (28) 那波利貞「塢主攷」（『東亞人文学報』第2巻第4号、1943年）、宮川尚志「六朝時代の村について」（『六朝史研究 政治・社会篇』日本學術振興会、1956年）等。
- (29) 石井仁「黒山・白波考——後漢末の村塢と公権力——」（『東北大学東洋史論集』第9輯、2003年）、「粗中考——三国時代における沔南の村塢と流民、蛮夷——」（『狩野直禎先生傘寿記念・三国志論集』三国志学会、2008年）、「渭河流域における村塢の基礎的研究」（飯島武次編著『中国渭河流域の西周時代遺跡』同成社、2009年）、「六朝時代における關中の村塢について」（『駒沢史学』第74号、2010年）、「渭河流域における村塢の基礎的研究（2）——涇河・洛河流域を中心に——」（飯島武次編著『中国渭河流域の西周時代遺跡Ⅱ』同成社、2013年）、「渭河流域における村塢の基礎的研究

- (3)」（『駒沢史学』第82号、2014年）等。
- (30) 羅振玉編『鳴沙石室佚書』所収敦煌石室本『晋紀』「永嘉大乱、中夏残荒、堡壁大師、數不盈册、多者不過四五千家、少者千家五百家」。
- (31) 陝西省考古研究院「2011年陝西省考古研究院考古發掘新収獲」（『考古与文物』2012年第2期）。
- (32) 譚其驥主編『中国歴史地図集』第3冊（中国地図出版社、1982年）によると、晋代臨澤県治は黒水北側（ほぼ現在の西柳郷）に位置する。呉昶驥『河西漢塞調査与研究』（文物出版社、2005年）によれば、その西側には烽燧遺址があるが、北側にはない。だが筆者の实地調査では正北山頂上に烽燧遺址が確認でき、地表に緑釉片があった。同様の緑釉片は山丹県内の漢代烽燧（甘肅省省級文物保護単位）でもみかけ、漢代の遺物と判断される。
- (33) 『晋書』沮渠蒙遜載記「太史令張衍言于蒙遜曰「今歲臨澤城西當有破兵」。蒙遜乃遣其世子政德屯兵若厚塢。蒙遜西至白岸……」、清・洪亮吉『十六国疆域志』「按塢當近在臨澤」。
- (34) 拙著『中国古代の貨幣：お金をめぐる人びと暮らし』（吉川弘文館、2015年）。
- (35) 前涼期の河西名族に関しては後藤注16前掲論文参照。そこに孫氏は含まれない。
- (36) 拙稿注3前掲論文。
- (37) 三崎良章『五胡十六国：中国史上の民族大移動』（東方書店、2012年）。
- (38) Wang, Mingke. 注22前掲論文。
- (39) 魏晋時代の華夷観全般に関しては川本芳昭「五胡十六国・北朝時代における華夷観の変遷」（『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院、1998年）や三崎良章『五胡十六国の基礎的研究』（汲古書院、2006年）など。
- (40) 牧野巽「漢代における家族の大きさ」（『牧野巽著作集』第1巻、御茶の水書房、1979年）。
- (41) 鈴木直美『「里耶秦簡」にみる秦の戸口調査——同居・室人再考』（『中国古代家族史研究——秦律・漢律にみる家族形態と家族観』刀水書房、2012年）。
- (42) 渡邊信一郎『中国古代社会論』（青木書店、1986年）は、漢～唐が小経営生産様式（生産過程内に明確な分業・協業を含まず、分散した生産手段のもとで孤立的に営耕する分田農民の生産様式）を基盤としたとする。本稿の案例は渡邊説と符合する。
- (43) 滋賀秀三『中国家族法の原理』（創文社、1967年）。だが滋賀氏は、当時の人びとにとって戸は国家の定めた区分にすぎず、戸を独立的・排他的なひとつの家族とする観念は希薄だったとするが、本案例では宗族が四分五裂し、戸同士が財産をめぐって対立しているわけで、戸の存在意義を完全に無視することはできない。
- (44) 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」（『史林』第63巻第1号、1980年）。
- (45) 拙稿「中国古代郷里社会の「きずな」と「しがらみ」：戦国時代末期の財産相続に関する裁判を例に」（『つながりの歴史学』北樹社、2015年）。
- (46) 戦国時代に関しては拙稿注45前掲論文参照。
- (47) 『三国志』蜀書後主伝延熙10年条、『三国志』蜀書姜維伝、『三国志』魏書郭淮伝。
- (48) 『宋書』五行志二泰始7年条。
- (49) 『宋書』五行志四泰始2年条。

- (50) 『晋書』文帝紀景元4年条。
- (51) 『魏書』鮮卑秃髮列伝、『晋書』武帝紀咸寧元年条、同三年条、『晋書』宣五王扶風王駿列伝。
- (52) 『晋書』劉元海載記。
- (53) 『晋書』鮮卑秃頭樹機能列伝、『晋書』武帝紀咸寧4年条。
- (54) 『晋書』武帝紀咸寧5年条。
- (55) 『晋書』李特載記。
- (56) 『晋書』惠帝紀元康6年条、『晋書』匈奴列伝。
- (57) 『三国志』呉書周魴伝注引『晋書』、『晋書』惠帝紀元康7年条、『晋書』宣五王梁王彤伝、『晋書』傅祗列伝、『晋書』周処列伝。
- (58) 『晋書』惠帝紀元康9年条、『晋書』江統列伝、『晋書』孟觀列伝、『晋書』李矩列伝。
- (59) 福原啓郎「晋辟雍碑に関する考察」(『魏晋政治社会史研究』京都大学学術出版会、2012年)。
- (60) 『晋書』惠帝紀元康6年条。
- (61) 藤家禮之助「曹魏の屯田制」(『漢三国兩晋南朝の田制と税制』東海大学出版会、1989年)。
- (62) 『三国志』魏書任峻伝、同伝注引『魏武故事』、『三国志』魏書毛玠伝。
- (63) 『三国志』魏書夏侯惇伝附韓浩伝注引『魏書』。
- (64) 西嶋定生「魏の屯田制——特にその廃止問題をめぐって——」(『中国経済史研究』東京大学出版会、1966年)、藤家注61前掲論文等。
- (65) 越智重明『魏晋南朝の政治と社会』(吉川弘文館、1963年)。
- (66) たとえば程昱は兵士への食糧配給のさいに人肉を混ぜてごまかしたとされる(『三国志』魏書程昱伝注引『魏書』)。興平末年に飢餓が広まったとき、楊沛は乾燥した榘くわのみを貯蔵させ、豊豆(野生の豆)を収穫させ、救荒食として準備し、曹操の獻帝奉戴時に曹操軍に提供した(『三国志』魏書賈逵伝注引『魏略』)。袁紹の配下は、桑の実を食べて飢えを防ぎ(『三国志』魏書武帝紀注引『魏書』)、袁紹死後には袁尚の部下李孚も韭を植え、救荒食とするなどの対策をとった(『三国志』魏書賈逵伝注引『魏略』)。袁術の支配する長江—淮水間の地では人びとが互いに食いあうほど飢え(『三国志』魏書袁術伝)、袁術は蒲と蛤を臨時食糧とした(『三国志』魏書武帝紀注引『魏書』)。
- (67) 『三国志』魏書武帝紀注引『魏書』、『三国志』魏書毛玠伝。
- (68) 『三国志』魏書武帝紀注引『魏書』、『三国志』魏書鄧艾伝。
- (69) 曹操の荊州劉琮討伐後に襄城典農部民となった幼き鄧艾は貧乏で、のちに典農部の下級役人を務めたが、「同郡吏父」に貧乏と憐れまれた(『三国志』魏書鄧艾伝、同伝注引『世語』)。すると典農部の役人は郡吏だった可能性がある。
- (70) 越智注65前掲書。
- (71) 『三国志』魏書賈逵伝、同伝注引『魏略』。
- (72) 『三国志』魏書袁渙伝。
- (73) 『晋書』食貨志「後軍將軍應詹表曰「……近魏武皇帝用棗祗・韓浩之議、廣建屯田、

又於征伐之中、分帶甲之士、隨宜開墾、故下不甚勞、而大功克舉也。……宜簡流人、興復農官、功勞報賞、皆如魏氏故事」も典農部屯田が流民を対象としていたことをしめす。

- (74) 『三国志』魏書鄧艾伝。
- (75) 『三国志』魏書鄧艾伝「〔鄧艾〕又以為「昔破黃巾、因為屯田、積穀于許都以制四方。今三隅已定、事在淮南」。當時典農部民だった幼き鄧艾・石苞も両親が黃巾党だったか。なお青州黃巾百万人は典農部開設前の初平年間に降伏した。
- (76) 『三国志』魏書鄧艾伝。
- (77) 西嶋注64前掲論文。
- (78) 典農部屯田の廃止時期をめぐっては264年説と266年説がある。
- (79) 西嶋注64前掲論文。
- (80) 唐俊峰「西漢河西田官的組織与行政：以居延、肩水地区的田官為中心」（『中国文化研究所学報』第59卷、2014年）。
- (81) 前漢時代には帝室財政所屬の公田もあったが、後漢時代になると、帝室財政は国家財政に一本化された。加藤繁「漢代に於ける国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」（『支那經濟史考証』上、東洋文庫、1952年）。
- (82) 重近啓樹「公田と仮作をめぐる諸問題」（『秦漢稅役体系の研究』汲古書院、1999年）。
- (83) 『晋書』羊祜伝。
- (84) 張家山漢簡「二年律令」（第334～335簡）「民欲先令相分田宅・奴婢・財物、郷部嗇夫身聽其令、皆參辨券書之、輒上如戶籍。有爭者、以券書從事。毋（無）券書、勿聽」によれば、前漢初期に財産分与関連の遺言をする場合、遺言者・遺族・官府の三者が券書（＝先令券書。正式な遺言書）を取り交わし、券書なき口約束は無効だった。本案例でも券書の有無が争点とされ、類似の法律を背景としていたのであろう。ただし臨澤県令以下の官吏が官府所蔵券書の有無を確認する文言はなく、当時官府に券書の一部が蔵されていたとは思えない。現に後文では、祖母が遺言や券書を親族に託し、官府・官吏は登場しない。
- (85) 凌迅「東哲文学論」（『山東師範大學學報（哲学社会科学版）』1981年第6期）、松浦崇「東哲の滑稽文学」（『古田教授退官記念中国文学語学論集』東方書店、1985年）、佐竹保子「東哲」（『西晋文学論』汲古書院、2002年）等。
- (86) 伊藤敏雄「占田・課田制に関する諸研究」（『東洋史論』第3号、1982年）。
- (87) 平中荅次「漢代の「名田」・「占田」について」（『中国古代の田制と税法』東洋史研究会、1967年）。
- (88) 宮崎市定「晋武帝の戸調式に就て」（『宮崎市定全集』第7卷、岩波書店、1992年）。
- (89) 米田賢次郎「漢魏の屯田と晋の占田・課田」（『東洋史研究』第21卷第4号、1963年）、張学鋒「西晋の占田・課田・租調制の再検討」（『東洋史研究』第59卷第1号、2000年）。